

保育料の軽減措置・副食費の免除のご案内

以下の世帯は保育料の減額や副食費が免除されることがありますので、こども課までお問合せ下さい。

対象となる世帯一覧

※申請の翌月からの適用となります

<別居監護をされている世帯>

同一世帯ではないお子様を別居監護している方。

【別居監護とは】

住民票は別であるが、保護者がお子様を監護（扶養）している状態のことを言います。例えば、高校や大学に通っている等、住民票が別の市町村にあるお子様についても、申請をすることで保育料が減額される場合があります。なお、住民票が同一世帯となっている方については、申請の必要はありません。

<在宅障害児（者）がいる世帯>

市町村民税所得割額が、**77,101円未満**で、世帯に障害児（者）がいる世帯。（家計の主宰者ではない祖父母等及び社会福祉施設入所者を除く）

※該当される場合は、次のいずれかの書類をご提出ください。

- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 必要書類：手帳の写し
- 障害年金を受給されている方 必要書類：年金証書（国民・厚生・共済等）の写し
- 特別児童扶養手当を受給されている方 必要書類：受給者証の写し

<児童扶養手当等を受給していないひとり親世帯>

ひとり親世帯で、祖父母と同居等の理由で児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度の対象外となっている世帯で、世帯の所得割が**77,101円未満**の場合。

該当される場合は、「特定教育・保育施設等の利用者負担額ひとり親認定申請書」を提出ください。

祖父母と同居している場合の保育料・副食費について

祖父母と同居している方で、かつ父母の年間の総収入**790,700円^{*}**を下回る場合は、祖父母の収入の高い方の市町村民税額にて保育料や副食費の免除の有無の決定をいたします。

※この基準は国の老齢基礎年金の額により決定するため、**令和6年9月～令和7年8月**に適用される額です。**令和7年9月～令和8年8月**は、変更となる場合があります。

保育料・副食費のお支払い先一覧

施設区分	保育料	副食費
公立保育所	帯広市	帯広市
私立保育所（園）	帯広市	各施設
認定こども園	各施設	各施設
幼稚園		
小規模保育施設		
事業所内保育施設		

夜間窓口について

転職や給与の減額等の理由で収入が減少したり、災害に遭われた等で、保育料のお支払いが困難な場合は、減免の制度がありますのでこども課までご相談ください。

なお、**令和7年4月14日（月）～25日（金）**には、予約制で午後7時まで夜間の相談窓口（減免・納付）を設けております。利用を希望される場合は、利用当日の午後5時までにこども課へご連絡ください。

お問い合わせ

帯広市西5条南7丁目1番地（市役所3階）
こども課 保育所幼稚園係
電話：65-4158、65-4159（直通）